

(別記参考様式第3号)

B E L Sに係る評価物件 掲載承諾書

年 月 日

株式会社 総研 殿

(第一面)

申請者（届出者）の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者（届出者）の氏名又は名称 印

私は、（評価機関）により、B E L Sに係る評価を受けた下記物件について、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「評価協会」という。）の定めるB E L S評価業務方法書に従い、（評価機関）及び評価協会に対し、評価結果等の公表について、下記のとおり承諾します。

建築物の名称 _____

記

ホームページ等への 公開・非公開の選択	項目	内容
公開	評価年月日	評価書発行年月日
公開	建築物の所在地及び地域区分	申請書第三面（都道府県のみ）
公開	建築物の階数、延べ面積、構造	申請書第三面
公開	申請対象部分の用途	申請書第四面ほか
公開	星による5段階のマーク	評価書に表示された星の数
公開	採用した評価手法	申請書第四面ほか
公開	BEI の値	申請書第四面ほか
公開	削減率	評価書に表示されたエネルギー消費量の削減率
公開	単位面積当たりの一次エネルギー消費量（設計値・基準値）	評価書に表示された単位面積当たりの一次エネルギー消費量等（設計値・基準値）
公開	各設備の単位面積当たりの一次エネルギー消費量等（設計値・基準値）	評価書に表示された各設備等の評価結果詳細
公開	外皮基準への適合	申請書第四面ほか
公開	「ZEB マーク」又は「ZEH マーク」「ゼロエネ相当」「ZEH-M マーク」に関する表示等	申請書第四面ほか
公開	参考情報の有無	申請書第四面
公開	二次エネルギー消費量に関する項目	評価書に表示された二次エネルギー消費量
<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	建築物の名称	申請書第三面ほか
<input type="checkbox"/> 公開（申請書記載全て） <input type="checkbox"/> 公開（氏名のみ） <input type="checkbox"/> 公開（名称）※名称の場合は公開する名称を右記欄に記載 <input type="checkbox"/> 非公開	申請者名	申請書第二面 ・申請書の第二面【氏名又は名称】の記載から公開したい内容を選ぶことができます (複数の場合は、代表となる一つが抽出されます)
		※公開する名称
<input type="checkbox"/> 公開（申請書記載全て） <input type="checkbox"/> 公開（氏名のみ） <input type="checkbox"/> 公開（名称）※名称の場合は公開する名称を右記欄に記載 <input type="checkbox"/> 非公開	設計者名	申請書第二面 ・申請書の第二面【氏名又は名称】の記載から公開したい内容を選ぶことができます (複数の場合は、代表となる一つが抽出されます)
		※公開する名称

(第二面)

<input type="checkbox"/> 公開 (申請書記載全て) <input type="checkbox"/> 公開 (氏名のみ) <input type="checkbox"/> 公開 (名称) ※名称の 場合は公開する名称を 右記欄に記載 <input type="checkbox"/> 非公開	工事施工者	申請書第二面 ※申請書の第二面【氏名又は名称】の記載から公 開したい内容を選ぶことができます (複数の場合は、代表となる一つが抽出されます) ※未定の場合は非公開にチェックしてください ※公開する名称
<input type="checkbox"/> 公開 ※チェックがない場合は 非公開となります	アピールポイント	※アピールポイント記入欄に、200文字以内でご 記入ください。
※アピールポイント記入欄 (非公開の場合は記入不要)		
()		

1.公表の内容と公表先について

- ・(評価機関)及び評価協会は、本承諾書において「公開」と記載されている項目又は「公開」を選択した項目について、「内容」欄に記載された情報に基づき、両機関が発行・作成するホームページや機関誌等において当該評価物件の情報を掲載します。

2.記入上の注意

- ・上記全ての欄に記入の上、提出してください。
- ・「ホームページ等への公開・非公開の選択」の欄に「公開」と記載された項目は、個人や個別の建築物が特定されない情報により公開必須になっている項目です。
- ・「ホームページ等への公開・非公開の選択」の欄に□の表示がある項目については、該当するものに■またはレでチェックしてください。

3.評価協会ホームページ掲載のための注意事項

BELS 事例紹介ページでは、BELS に係る評価申請書の第二面に記載された申請者・設計者・工事施工者(以下「申請者等」という。)の氏名又は名称部分を自動的に抽出し、評価書の取得した件数等を掲載しております。そのため、同一のものが正しく抽出できるよう、申請者等の氏名又は名称は以下の項目に注意して記載してください。正しく抽出されない場合は、同一申請者等においても異なる申請者等として分類されます。

(正しく抽出されない例)

- ・略称の混在 (株)・(株)は「株式会社」に統一など分類すれば正しく抽出されます)
- ・全角・半角の使い方
- ・同一名称の異なる事業者名(一字一句同一なもの)は同じものとして集計されます。
(回避するために、代表者の氏名まで公開情報とするなど対策をしてください。)

(本件に係わる連絡先)

会社名: _____

部署名・役職名: _____

氏名: _____

電話: _____ FAX: _____

Email: _____

(別記参考様式第4号)

本様式は、BELS評価業務方法書(平成30年5月15日改正)に基づく別記様式を用いる際の追加様式とし、平成30年10月末日まで用いることができるものとする。なお、ここに示される様式の各号は、BELS評価業務方法書(平成30年5月15日改正)に規定された各号を示す。

□第二面(申請者等の概要)の【6. 備考】への追加項目は以下のとおり。

【6. 備考】

建築主等と申請物件の利用関係 自己所有物件 賃貸物件 給与住宅 分譲物件
その他
国庫補助事業への評価書等活用有無 有り(予定を含む) 無し

(注意)

「建築主等と申請物件の利用関係」における用語の定義は次のとおりです。

- ①自己所有物件(持ち家、自社ビル等)
申請の対象とする範囲の過半以上を建築主が居住する目的又は自社の事務所等として使用する(予定のもの)もの。
- ②賃貸物件(賃貸住宅、賃貸オフィス等)
申請の対象とする範囲の過半以上を建築主又は建築主より委託された会社等が、賃貸借の契約に基づき他人に貸し出す(予定のもの)もの。
- ③給与住宅(社宅、公務員住宅等)
申請の対象とする範囲の過半以上を建築主(会社又は団体等)が所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させる(予定のもの)もの。この場合家賃の支払いの有無を問わない。
- ④分譲物件(分譲住宅、分譲オフィス等)
申請の対象とする範囲の過半以上を販売する(予定のもの)もの。
- ⑤その他
上記以外のもの。

■ZEHに関する事項

□「ZEHとりまとめ」(平成30年5月)に基づくZEHマークを表示する場合

第四面(申請対象に関する事項(建築物))の【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】の修正項目及び【10. 備考】の追加項目は以下のとおり。

【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】

申請書選択肢は評価書の表示項目。カッコ書きは表示マーク。

- 『ZEH』 (ZEHマーク+「ゼロエネ相当」)
N e a r l y Z E H (ZEHマーク) Z E H O r i e n t e d (ZEHマーク)
ゼロエネ相当 記載しない

【10. 備考】

- ・「一戸建ての住宅」又は「店舗等併用住宅の住戸部分」でZEH Orientedの場合に申告する事項
ZEH Orientedの要件(注意2)に適合する

- ・申請対象となる住戸の存する建築物の用途
建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分

(注意)

1. 第三面の【9. 申請の対象となる範囲】における選択肢が「一戸建ての住宅」又は、「住戸（共同住宅等・複合建築物の住戸部分の場合）」となる場合に限ります。
2. 【10. 備考】「一戸建ての住宅」又は「店舗等併用住宅の住戸部分」でZEH Orientedの場合に申告する事項は、「北側斜線の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域）」又は「高度地区において高度斜線が設定されている地域」等であって、敷地面積が85㎡未満である土地（住宅が平屋建ての場合は除く）に建設される住宅で、外皮及び一次エネルギー消費量の基準に適合する場合に申告してください。

□「集合住宅ZEHとりまとめ」（平成30年5月）に基づき住戸にZEHマークを表示する場合

第六面（申請対象に関する事項（住戸））の【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】の修正項目及び【10. 備考】の追加項目は以下のとおり。

【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】

申請書選択肢は評価書の表示項目。カッコ書きは表示マーク。

- 『ZEH』 (ZEHマーク+「ゼロエネ相当」)
- Nearly ZEH (ZEHマーク) ZEH Ready (ZEHマーク)
- ZEH Oriented (ZEHマーク)
- ゼロエネ相当 記載しない

【10. 備考】

申請対象となる住戸の存する建築物の用途
建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分

(注意)

1. 第三面の【9. 申請の対象となる範囲】における選択肢が、「住戸（共同住宅等・複合建築物の住戸部分の場合）」となる場合に限ります。
2. 【10. 備考】の「申請対象となる住戸の存する建築物の用途」が「共同住宅」又は「長屋」の場合に限ります。

■ZEH-Mに関する事項

□「集合住宅ZEHとりまとめ」（平成30年5月）に基づき住棟にZEH-Mマークを表示する場合

第四面（申請対象に関する事項（建築物））の【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】の修正項目及び【10. 備考】の追加項目は以下のとおり。

【7. 「ZEH-Mマーク」に関する表示】

申請書選択肢は評価書の表示項目。カッコ書きは表示マーク。

- 『ZEH-M』 (ZEH-Mマーク) Nearly ZEH-M (ZEH-Mマーク)
- ZEH-M Ready (ZEH-Mマーク) ZEH-M Oriented (ZEH-Mマーク)

記載しない

【10. 備考】

申請対象となる住戸の存する建築物の用途

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分

(注意)

1. 第三面の【9. 申請の対象となる範囲】における選択肢が「共同住宅等の住棟」又は「その他部分による（複合建築物の住宅部分全体）」となる場合に限ります。

■ZEBに関する事項

「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」に基づきZEBマークを表示する場合

次の点にご注意ください。

第三面の【9. 申請の対象となる範囲】における選択肢が、「建築物全体（非住宅建築物の全体）」又は「複合建築物の部分（非住宅部分全体）」となる場合に限ります。

(参考資料1 ZEH (戸建住宅) 定義)

分類	要件					
	外皮基準 (U _A 値) [W/(m ² ・K)]			一次エネルギー 消費量水準 (基準一次エネルギー 消費量からの削減率)		その他要件・備考
	1・2 地域	3 地域	4～7 地域	再生可能エネルギー等を除く	再生可能エネルギー等を含む	
『ZEH』				20%以上	100%以上	—
『ZEH+』				25%以上	100%以上	※3のうち2項目以上の要件に適合
Nearly ZEH				20%以上	75%以上 100%未満	寒冷地、低日射地域及び多雪地域※4に限る
Nearly ZEH+	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	25%以上	75%以上 100%未満	・寒冷地、低日射地域及び多雪地域※4に限る ・※3のうち2項目以上の要件に適合
ZEH Oriented				20%以上	—	・再生可能エネ未導入も可 ・都市部狭小地※5に建設された住宅に限る

- ※1 外皮については、U_A値に加えて、各地域の省エネ基準 (η_A 値、気密・防露性能の確保等の留意事項等) を満足することが要件。
- ※2 「ZEH Oriented」又は「ゼロエネ相当」を除き、再生可能エネルギー等を導入するものとする (容量不問。全量売電を除く。)。考慮する再生可能エネルギー等による供給量の対象は、敷地内 (オンサイト) の発電設備からのものに限る。
- ※3 ZEH+の追加要件は、次の3要素のうち2つ以上。
 ①外皮性能の更なる強化：U_A値 [W/(m²・K)] が地域区分ごとに次の値相当以下であること。
 1・2：0.30、3～5：0.40、6・7：0.50 (4・5地域については、当分の間、0.50 以下)
 ②高度エネルギーマネジメント：HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握したうえで、住宅内の暖冷房、給湯設備等を制御可能であること。
 ③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置：太陽光発電設備により発電した電力を電気自動車等に充電し、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用可能としていること。
- ※4 寒冷地 (地域区分1又は2地域)、低日射地域 (日射区分が A1 又は A2 の地域) 又は多雪地域 (垂直積雪量 100cm 以上)
- ※5 「北側斜線の対象となる用途地域 (第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)」又は「高度地区において高度斜線が設定されている地域」等であって、敷地面積が 85 m²未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。

注) 上記は、「~~ZEHの定義(改定版)〈戸建住宅〉(平成31年2月)~~」、「~~ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ~~」(●●年●月●日)、「~~経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課~~」ZEHとりまとめ等に規定されるZEH判断基準 (定量的な定義) を基に作成

(参考資料2 ZEH (集合住宅) 定義)

申請単位	分類	要件			
		外皮基準	一次エネルギー消費量水準 (基準一次エネルギー消費量からの削減率)		目指すべき水準 ^{※6}
			再生可能エネルギー等を除く	再生可能エネルギー等を含む	
①住棟 又は 住宅用途部分 (※3、4、5)	『ZEH-M』	強化外皮基準 ^{※2}	20%以上	100%以上	1～3階建において 目指すべき水準
	Nearly ZEH-M		20%以上	75%以上 100%未満	目指すべき水準
	ZEH-M Ready		20%以上	50%以上 75%未満	4～5階建において 目指すべき水準
	ZEH-M Oriented		20%以上	—	6階建以上において 目指すべき水準
②住戸 (※3、4)	『ZEH』		20%以上	100%以上	—
	Nearly ZEH		20%以上	75%以上 100%未満	
	ZEH Ready		20%以上	50%以上 75%未満	
	ZEH Oriented		20%以上	—	

- ※1 ①住棟又は住宅用途部分（複合建築物の場合）と②住戸の ZEH 評価は、独立して行うものとする。
- ※2 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準（ η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、 U_A 値 1、2地域：0.4W/($m^2 \cdot K$)相当以下、3地域：0.5W/($m^2 \cdot K$)相当以下、4～7地域：0.6W/($m^2 \cdot K$)相当以下とする。
- ※3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法（暖冷房、換気、給湯、照明（その他の一次エネルギー消費量は除く））、共用部は非住宅計算法（暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機（その他の一次エネルギー消費量は除く））とする。
- ※4 「ZEH-M Oriented」又は「ZEH Oriented」を除き、再生可能エネルギー等を導入するものとする（容量不問）。再生可能エネルギー等によるエネルギー供給量の対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める（ただし、余剰売電分に限る。）。
- ※5 住棟の評価方法は次のとおり。
 外皮基準 : 全ての住戸が基準に適合
 一次エネルギー消費量水準 : 共用部含む住棟全体で評価
- ※6 ①住棟又は住宅用途部分（複合建築物の場合）では、建物高さに応じて、目指すべき ZEH-M の水準を設定している。3階建以下については、同様の高さでの戸建住宅が実態上存在すること等を踏まえ、『ZEH-M』又は Nearly ZEH-M を目指すものとしている。また、4階建以上の集合住宅の中でも、特に高さ 20m を超える集合住宅（6階建等）には、建築基準法第56条（隣地斜線制限）や避雷設備設置基準等の対応が求められ、屋上面での再生可能エネルギーの導入に影響する可能性があることから、4階以上5階建以下については、ZEH-M Ready、6階建以上については ZEH-M Oriented を目指すものとしている。

注) 上記は、「ZEHの定義(改定版)＜集合住宅＞」(平成31年3月)、「集合住宅におけるZEHロードマップ検討委員会とりまとめ」(●●年●月)「経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課」集合住宅 ZEH とりまとめ等に規定される定量的な定義(判断基準)を基に作成